平成 21 年 5 月 26 日

各　　位

会 社 名　株式会社**キタムラ**
代表者名　代表取締役社長　武川　泉
（コード番号：２７１９ 東証第二部）
問合せ先　取締役管理部長　菅原　孝行
（TEL. 045－476－0777）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 26 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 75 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

１．　変更の理由

（１）事業内容の多様化に対応するため､事業目的を追加するものであります。

（２）インターネットの普及を考慮し､利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

（３）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）が平成 21 年１月５日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第７条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第６条第１項に基づき､平成 21 年１月５日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

２．　変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．　日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年６月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年６月 24 日（予定）

以　上

別紙(変更の内容)

(下線＿＿は変更部分を示します。)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第1条(商号) (条文省略)	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。 1. 〜(条文省略) 20. (新設) (新設) 21. 前各号に関する一切の業務	第2条(目的) 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。 1. 〜(現行どおり) 20. 21.写真機械器具、光学機械器具およびこれらの附属品のレンタル業務 22.宝石、貴金属等の販売 23.前各号に関する一切の業務
第3条(本店の所在地) 〜(条文省略)	第3条(本店の所在地) 〜(現行どおり)
第4条(機関の設置)	第4条(機関の設置)
第5条(公告方法) 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第5条(公告方法) 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。
第6条(発行可能株式総数) (条文省略)	第6条(発行可能株式総数) (現行どおり)
第7条(株式の発行) 当会社は株式にかかわる株券を発行する。	(削除)
第8条(単元株式数) (条文省略)	第7条(単元株式数) (現行どおり)
第9条(単元未満株券の不発行) 当会社は単元未満株式にかかわる株券を発行しないものとする。ただし、取締役会において定める株式取扱規程が定めるところについてはこの限りではない。	(削除)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第10条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 〵（条文省略） 4.	1. 〵（現行どおり） 4.
第11条（単元未満株式の買増し） （条文省略）	第9条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）
第12条（株式取扱規程） 当会社の株券の種類ならびに株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	第10条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
第13条（株主名簿管理人） （条文省略）	第11条（株主名簿管理人） （現行どおり）
第14条（基準日） 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条（基準日） 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第15条（招集地） 〵（条文省略）	第13条（招集地） 〵（現行どおり）
第41条（事業年度）	第39条（事業年度）
第42条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。	第40条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。
第43条（自己株式の取得） 〵（条文省略）	第41条（自己株式の取得） 〵（現行どおり）
第44条（配当金の除斥期間）	第42条（配当金の除斥期間）

以上